

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月26日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-17

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
任命権者区分	法人名	任命権者区分	法人名
知事部局	株式会社浜名湖国 際頭脳センター	知事部局	株式会社浜名湖国 際頭脳センター <u>天竜浜名湖鉄道株 式会社</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。